

ID: 938

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支給の調整		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の4		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【根拠条文】 (支給の調整) 第26条の4 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日